

※個人情報の取り扱いについて

連携連絡票の使用に際しては、個人情報保護法、個人情報の保護に関する基本方針、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日（個人情報保護委員会・厚生労働省）』（以下ガイダンス）及び『「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A（事例集）平成29年5月30日（個人情報保護委員会・厚生労働省）』（以下Q&A）のほか、個人情報保護又は守秘義務に関する他の法令等（刑法、関係資格法、介護保険法等）の規定を遵守して下さい。

ガイダンス及びQ&Aからの一部抜粋

- ①医療・介護関係事業者は通常の業務で想定される利用目的を、自らの業務に照らして通常必要とされるものを特定して公表（院内・施設内掲示等）しなければならないとされています（掲示内容に医療機関・介護事業所等との連携が記載されているか御確認のうえ、連携連絡票をご使用ください）。
 - ⇒ガイダンス P16「1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）（1）利用目的の特定及び制限」
 - ⇒ガイダンス P20「2. 利用目的の通知等（法第18条）（取得に際しての利用目的の通知等）」
 - ⇒ガイダンス P20「2. 利用目的の通知等（法第18条）【法の規定により遵守すべき事項等】」
 - ⇒ガイダンス P21「2. 利用目的の通知等（法第18条）【その他の事項】」
 - ⇒ガイダンス P66, P67「別表2」医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的」（医療機関等の場合）（介護関係事業者の場合）
 - ⇒Q&A 各論「Q2-1」
- ②医療機関等については、通常必要と考えられる個人情報の利用範囲を施設内への掲示（院内掲示）により明らかにしておき、患者側から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、これらの範囲内での個人情報の利用について同意が得られているものと考えられるとされています。
 - ⇒ガイダンス P14「7. 本人の同意」
 - ⇒ガイダンス P33「(3) 本人の同意が得られていると考えられる場合」
 - ⇒ガイダンス P34「①②」
 - ⇒Q&A 総論「Q3-1」, 各論「Q2-1」, 各論「Q4-1」, 各論「Q4-7」～「Q4-10」
- ③介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準により、サービス担当者会議等において利用者または家族の個人情報を使用する場合は、利用者及び家族から文書による同意を得ておく必要があります。
 - ⇒ガイダンス P35「④」
 - ⇒Q&A 総論「Q3-1」, 各論「Q2-1」, 各論「Q2-3」, 各論「Q4-14」, 各論「Q4-15」
- ④医療・介護関係事業者は、個人情報保護法第16条第3項に掲げる場合については、個人情報の取り扱いについて、本人の同意を得る必要はないとされています。
 - ⇒ガイダンス P16「1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）（利用目的の特定）3
 - ⇒ガイダンス P17「1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）（2）利用目的による制限の例外
 - ⇒Q&A 各論「Q4-1」～「Q4-6」, 各論「Q4-11」～「Q4-13」, 各論「Q4-16」～「Q4-29」
- ⑤要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人同意が必要であり、法第23条第2項の規定による第三者提供（オプトアウトによる第三者提供）は認められていない。
 - ※「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法第2条第3項、令第2条及び規則第5条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
 - ⇒ガイダンス P9「3. 要配慮個人情報（法第2条第3項）」
 - ⇒ガイダンス P23「【要配慮個人情報の取得時における本人の同意について】」
 - ⇒Q&A 総論「Q2-4」～「Q2-6」, 各論「Q2-5」～「Q2-7」
- ⑥自治体の医療機関や介護施設については各自自治体の条例がそれぞれ適用されますので、これらの医療機関や介護施設については個人情報保護法や上記ガイダンスの直接の対象には当たりませんが、医療・介護分野における個人情報保護の精神や考え方は設立主体を問わず同一であることから、これらの事業者もガイドラインに十分配慮していただくことが望ましいとされています。
 - ⇒ガイダンス P1「3. 本ガイダンスの対象となる「医療・介護関係事業者」の範囲」
 - ⇒Q&A 総論「Q1-3」